

熊本県公報

第12944号

令和2年(2020年)

7月21日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護療養型医療施設の指定辞退…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4

公 告

- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 5
- 土地改良区の役員の選任等…………… (//) 5
- 土地改良区の役員の選任等…………… (//) 5
- 土地改良区の役員の選任等…………… (//) 6
- 公共測量の実施…………… (監理課) 6

登 載 依 頼

- 熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画審議会) 6
- 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、
修業年限等に関する規則の一部を改正する規則…………… (特別支援教育課) 7
- 第2回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催…………… (教育政策課) 8

告 示

熊本県告示第592号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)5月25日熊本県告示第424号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)7月17日熊本県告示第581号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)2月13日熊本県告示第103号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)6月7日熊本県告示第84号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)6月28日熊本県告示第136号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年(2020年)7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 南屋敷地区
上益城郡御船町大字高木字南屋敷1253番、1253番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 屋敷地区
上益城郡御船町大字木倉字屋敷2427番、2428番、2427番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 3 下山神地区(Bブロック)
上益城郡御船町大字御船字下山神653番3、653番8、653番10、653番9、653番3地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、653番8地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 4 山下地区(Bブロック)
上益城郡御船町大字辺田見字山下又633番、633番2、633番1、633番3、634番、636番、又637番、637番、又633番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 5 津留地区
上益城郡御船町大字滝尾字津留5846番2

- 6 宮ノ元地区
上益城郡御船町大字滝尾字宮ノ元1585番2、1585番、1579番、1579番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 7 西原地区
上益城郡御船町大字上野字西原5112番1
- 8 西原地区（高木⑧）
上益城郡御船町大字高木字西原1740番5、1740番3、1740番2
- 9 久保地区Bブロック（豊秋②）
上益城郡御船町大字豊秋字久保2643番1、2644番、2645番、2643番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 10 足水地区（木倉①）
上益城郡御船町大字木倉字足水5413番、5413番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 11 東禅寺地区（辺田見⑤）
上益城郡御船町大字辺田見字東禅寺936番1、936番2、935番
- 12 柿ノ平地区（上野②）
上益城郡御船町大字上野字柿ノ平4154番1
- 13 下山神地区（Aブロック）
上益城郡御船町大字御船字下山神657番、658番、659番、660番、658番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、651番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 14 北屋敷地区（高木⑨）
上益城郡御船町大字高木字北屋敷1198番、1198番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 15 下原地区（小坂①）
上益城郡御船町大字小坂字下原2144番、2144番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 16 中原地区（辺田見⑥）
上益城郡御船町大字辺田見字中原1816番2、1784番1の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 17 栗迫地区（上野③）
上益城郡御船町大字上野字栗迫3460番、又3460番の一部（次の図に示す部分に限る。）、3460番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 18 大坂地区木倉④
上益城郡御船町大字木倉字大坂5624番1、5624番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字古城字六番東原1017番19、1017番22、1017番24
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
(「次のおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第594号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年(2020年)7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字龍神3999・4010・4007合併(次の図に示す部分に限る。)、字福岡又1736番4、1736番5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字龍神3999・4010・4007合併、字福岡又1736番4・1736番5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第595号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年(2020年)7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市西間下町字水洗1430番63、1445番、1462番

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第596号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年(2020年)7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字遠原2058番7、2058番10、2058番^{かん}11、2058番14、2058番15

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第597号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人田中会 熊本市中央区新市街7番17号	看護小規模多機能ホーム むさし 熊本市北区楠7丁目15番1号	432100021	令和2年（2020年）7月10日	複合型サービス

熊本県告示第598号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
小野主生医院 阿蘇市内牧227-12	小野 崇	令和2年（2020年）6月30日	介護療養型医療施設

熊本県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町百済来下字持ノ田1091番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字持ノ田1091番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大岩字南平1615番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南平1615番2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第442号

上益城郡山都町に事務所を置く通潤地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	井手 久	上益城郡山都町城原247番地
理事	後藤 清一	上益城郡山都町犬飼392番地
理事	甲斐 長雄	上益城郡山都町畑655番地
理事	草野 富男	上益城郡山都町長原867番地
理事	後藤 清己	上益城郡山都町田吉826番地
理事	三浦 尚登	上益城郡山都町新小477番地
理事	山下 奉文	上益城郡山都町新小1947番地
理事	赤澤 法晴	上益城郡山都町白藤804番地
理事	原田 政夫	上益城郡山都町牧野1926番地3
監事	田上 浩一郎	上益城郡山都町長原2番地
監事	山村 伸吾	上益城郡山都町新小653番地
監事	中村 豊光	上益城郡山都町犬飼406番地
就任		
理事	甲斐 長雄	上益城郡山都町畑655番地
理事	井手 久	上益城郡山都町城原247番地
理事	藤田 和廣	上益城郡山都町田吉86番地
理事	永山 正徳	上益城郡山都町長原870番地
理事	阿部 主税	上益城郡山都町犬飼364番地
理事	三浦 尚登	上益城郡山都町新小477番地
理事	山下 奉文	上益城郡山都町新小1947番地
理事	赤澤 法晴	上益城郡山都町白藤804番地
理事	藤島 今朝敏	上益城郡山都町牧野900番地
監事	田上 浩一郎	上益城郡山都町長原2番地
監事	中村 豊光	上益城郡山都町犬飼406番地
監事	山村 伸吾	上益城郡山都町新小653番地

熊本県公告第443号

上益城郡山都町に事務所を置く通潤地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山下 奉文	上益城郡山都町新小1947番地
就任		
理事	井崎 陽一	上益城郡山都町新小2116番地

熊本県公告第444号

熊本市に事務所を置く加勢川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	森瀬 敏明	熊本市西区小島5丁目18番27号
就任 監事	吉岡 優作	熊本市南区元三町3丁目2番43号

熊本県公告第445号

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	渡辺 稔夫	上天草市松島町内野河内1455番地1
理事	太田 穂積	上天草市松島町阿村5944番地
理事	徳田 浩	上天草市松島町教良木2279番地
理事	山並 彰夫	天草市倉岳町宮田3812番地
就任		
理事	植野 彌信男	上天草市松島町阿村501番地6
理事	山下 正通	上天草市松島町内野河内648番地1
理事	森口 邦雄	上天草市松島町教良木3273番地
理事	堀川 桂	天草市倉岳町宮田1377番地1

熊本県公告第446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量を含む法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業）	令和2年（2020年） 7月20日から 令和4年（2022年） 3月31日まで	上益城郡益城町大字広崎、古閑及び福富の一部

登 載 依 頼

熊本県男女共同参画審議会公告第50号

令和2年度（2020年度）第1回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和2年（2020年）7月21日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時
令和2年（2020年）8月4日（火）
14時から16時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
(1) 第4次男女共同参画計画の取組状況について
(2) 第5次男女共同参画計画の策定について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 6 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

7 傍聴にあたっての留意事項

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、マスク着用がない場合は会場に入ることができません。

8 問合せ先

熊本県 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県男女共同参画審議会事務局
 (熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
 (電話 096-333-2287)

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和2年7月21日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会規則第9号

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則(昭和41年熊本県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県立ひのくに高等支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校	本校	知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	3年
					農業	3年
					工業	3年
					家政	3年
					流通・サービス	3年
				福祉	3年	

別表熊本県立松橋支援学校の項中	本校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本科	普通	
			高等部	本科	園芸	
		知的障害者に対する教育	高等部	本科	工芸	
		知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	
	高等部	氷川分教室	高等部	本科	普通	

	3年	を	「本校	肢体不自由者に対する教育	小学部	中学部	高等部	本科	普通	3年	に改める。」
	3年										
	3年										
	3年										

る。別表熊本県立荒尾支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立かもと稲田支援学校	本校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本科	普通	3年

別表熊本県立菊池支援学校の項中	本校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本科	普通	
			高等部	本科	普通	
		知的障害者に対する教育	高等部	本科	普通	
	高等部	山鹿分教室	高等部	本科	普通	

	3年	を	「本校	知的障害者に対する教育	小学部	中学部	高等部	本科	普通	3年	に改める。」
	3年										

附 則
 この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、別表熊本県立松橋支援学校の項及び熊本県立菊池支援学校の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会公告第24号

第2回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催について
第2回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を次のとおり開催します。
令和2年(2020年)7月21日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 開催日時
令和2年(2020年)7月30日(木) 午後1時半から午後3時半まで
- 2 場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ3階たい樹
- 3 議題
(1) 熊本県教育委員会の点検及び評価(令和元年度対象)及び「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の令和元年度の取組について
(2) 第3期熊本県教育振興基本計画の骨子案について
(3) 今後のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、午後1時20分までに会議の会場において受付を行います。
(2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育政策課
(電話 096-333-2699)